

世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会傍聴要領

平成 28 年 3 月 1 日
27 世庁舎計第 34 号

(目的)

第 1 条 この要領は、世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会設置要綱(平成 28 年 3 月 1 日 27 世庁舎計第 26 号。以下「要綱」という。)に規定する世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会(以下「検討委員会」という。)の会議の傍聴に関する必要な事項を定め、検討委員会の適正な運営を図ることを目的とする。

(傍聴の手続)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、会議ごとに事前に申込することとする。

2 前項により傍聴の申込をした者には、会議当日に傍聴券を交付することとする。

(傍聴人の定員)

第 3 条 傍聴は、検討委員会での決定においてこれを認めることとし、その人数は、原則として先着 20 人以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、会議の開催場所に応じて、20 人を超え、または、20 人を割る定員とすることができる。

(傍聴人の遵守事項)

第 4 条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 検討委員会の委員長(以下「委員長」という。)の許可なく発言しないこと。
- (2) 傍聴席で静粛に傍聴し、立ち上がって移動しないこと。
- (3) 委員及び説明員の発言を批評したり、又は拍手等により可否を表明しないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 録音し、又は写真機、ビデオカメラ等により撮影をしないこと。
- (6) 会場内で携帯電話等の通信機器又はパソコン等の情報機器を使用しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴人は、検討委員会に意見等がある場合は、意見書を提出することができる。

(傍聴人の退場及び入場制限)

第 5 条 委員長は、傍聴人が前条各号に掲げる事項を遵守せず、会議の進行上支障があると認めるときは、退場を命ずることができる。

2 委員長は、要綱第 6 条第 3 号の規定により会議を非公開としたときは、傍聴者を退場させるものとする。

(委任)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 1 日から施行し、平成 29 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。